

令和7年2月10日
総務部人事課

職員の旅費に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として、国家公務員等の旅費に関する法律（以下、旅費法という。）が令和7年4月1日に改正される。

区としても、昨今の物価上昇に対応し、公務による旅行の際、職員に自己負担を生じさせることなく、確実に実費弁償を行うとともに、職員の事務負担の軽減を図ることを目的として規定の整備を図る必要があることから、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、令和7年第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

（1）宿泊料の定額廃止（根拠：旅費法改正に伴う財務省令を参考）

①内国旅行

近接地外の内国旅行については、現在は原則一日10,900円を定額支給している。

旅費法改正に伴う財務省令では、内国旅行は都道府県毎に8,000円から19,000円の範囲で指定した金額を上限として実費支給するとしている。

区としては、現在支給している額を下回る金額を上限とした場合に職員の自己負担が生じる恐れがあることや、用務地によって金額が異なることにより職員の事務が煩雑になることから、財務省令で示された額を参考に、その中で最高額となる19,000円を上限として実費支給とする。

②外国旅行

外国旅行については、区では現在、指定都市・甲から丙地方毎に原則一日11,600円から19,300円の範囲で定額支給している。

財務省令では外国旅行についても、国・都市毎に一日8,000円から59,000円の範囲で指定した金額を上限として実費支給するとしている。

区としては、内国旅行と同様の考え方にに基づき、財務省令にあるアジア・北米・欧州といった大陸毎に区分し、その区分ごとの最高額となる金額を上限として実費支給とする。

③今回の改正に合わせて名称を「宿泊費」に改める。

（2）日当・食卓料の廃止と宿泊手当の新設（根拠：旅費法改正に伴う財務省令を参考）

現在、目的地内での移動にかかる交通費や空港施設利用料等に充当する目的で支給する日当は1,300円の定額を、食卓料は朝・夕食1食につき1,300円をそれぞれ定額支給している。

こちらでも上記の日当と食卓料を廃止し、日当で対応としていた経費は実費支給とし、宿泊を伴う旅行において、内国旅行については1泊につき2,400円、外国旅行については5,400円を食卓料に代わり新たに「宿泊手当」として定額支給とする。

ただし、宿泊料等の中に朝食や夕食が含まれる場合は、1食につき宿泊手当の3分の1を支給しないものとする。その結果、朝・夕食が含まれることにより支給される宿泊手当（3分の1相当）については、用務地と宿泊施設間の移動費や宿泊に伴い必要となる諸雑費（朝・夕食代の掛かり増しを含む）に充てるものとする。

（3）急行料金等の支給要件廃止（根拠：旅費法改正に連動）

急行料金等について、自宅から用務地までの急行の乗車距離がJRは100km以上、私鉄は50km以上あることを支給要件としていたが、距離による制限を廃止する。

（4）車賃（根拠：旅費法施行令改正に連動）

「陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行」という規定を、「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行」とし、名称を「その他の交通費」に改める。

（5）包括宿泊費の新設（根拠：旅費法施行令改正に連動）

交通費と宿泊費をまとめて支給できるよう新たに「包括宿泊費」を新設する。

（6）移転料の実費支給（根拠：旅費法施行令改正に連動）

赴任にかかる旅費について、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて支給していた定額を廃止し、転居にかかる費用を実費支給とし、名称を「転居費」に改める。

（7）着後手当の実費支給（根拠：旅費法施行令改正に連動）

現在、赴任先の住まいの確保に時間を要する場合などに、定額である日当及び宿泊料の5日分の金額を上限に支給しているが、実際に宿泊した夜数に応じて宿泊にかかる費用の実費及び宿泊手当相当額を支給し、名称を「着後滞在費」に改める。

（8）扶養親族移転料の減額規定及び定額廃止（根拠：旅費法施行令改正を参考）

年齢要件による減額規定及び定額を廃止し、職員に支給する額を上限として実費支給とし、名称を「扶養親族移転費」に改める。

（9）渡航手数料の支給対象拡大（根拠：旅費法施行令改正、財務省令と連動）

現在の支給対象に加え、保険料、携行品の購入費用、健康診断等の受診にかかる費用を支給対象として、名称を「渡航雑費」に改める。

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 その他

本改正に関連する規程、その他の制度等においても、必要な対応を図っていく。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の旅費に関する条例 昭和26年10月11日条例第12号 改正 昭和27年 8 月 5 日 条例第10号 昭和28年 2 月17日 条例第 7 号 昭和31年 9 月 1 日 条例第17号 昭和32年12月24日 条例第18号 昭和34年 3 月26日 条例第 3 号 昭和35年 8 月25日 条例第 8 号 昭和37年 3 月31日 条例第 9 号 昭和38年10月 5 日 条例第21号 昭和41年 3 月30日 条例第21号 昭和42年 9 月20日 条例第35号 昭和44年 4 月25日 条例第16号 昭和45年 3 月26日 条例第 2 号 昭和47年 4 月 3 日 条例第16号 昭和48年 6 月27日 条例第18号 昭和50年 3 月28日 条例第20号 昭和50年12月20日 条例第53号 昭和53年 3 月31日 条例第30号 昭和54年 6 月27日 条例第45号 昭和56年 3 月19日 条例第 7 号 昭和59年 6 月20日 条例第31号 昭和61年 3 月29日 条例第 9 号 昭和62年 3 月23日 条例第 3 号 昭和63年 3 月15日 条例第13号	○職員の旅費に関する条例 昭和26年10月11日 条例第12号 改正 昭和27年 8 月 5 日 条例第10号 昭和28年 2 月17日 条例第 7 号 昭和31年 9 月 1 日 条例第17号 昭和32年12月24日 条例第18号 昭和34年 3 月26日 条例第 3 号 昭和35年 8 月25日 条例第 8 号 昭和37年 3 月31日 条例第 9 号 昭和38年10月 5 日 条例第21号 昭和41年 3 月30日 条例第21号 昭和42年 9 月20日 条例第35号 昭和44年 4 月25日 条例第16号 昭和45年 3 月26日 条例第 2 号 昭和47年 4 月 3 日 条例第16号 昭和48年 6 月27日 条例第18号 昭和50年 3 月28日 条例第20号 昭和50年12月20日 条例第53号 昭和53年 3 月31日 条例第30号 昭和54年 6 月27日 条例第45号 昭和56年 3 月19日 条例第 7 号 昭和59年 6 月20日 条例第31号 昭和61年 3 月29日 条例第 9 号 昭和62年 3 月23日 条例第 3 号 昭和63年 3 月15日 条例第13号

改正後	改正前
平成元年 3 月 15 日 条例第 16 号 平成元年 12 月 14 日 条例第 57 号 平成 2 年 6 月 20 日 条例第 30 号 平成 10 年 3 月 12 日 条例第 4 号 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 20 号 平成 12 年 12 月 11 日 条例第 105 号 平成 13 年 3 月 13 日 条例第 12 号 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 11 号 令和 5 年 6 月 27 日 条例第 28 号 職員の旅費に関する条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 13 条） 第 2 章 内国旅行の旅費（第 14 条—第 30 条） 第 3 章 外国旅行の旅費（第 31 条—第 41 条） 第 4 章 雑則（第 42 条—第 44 条） 附則 （旅費の種類） 第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費及び渡航雑費</u>とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。 4 航空賃は、航空旅行について、<u>航空機を利用する移動に要する費用として</u>実費額により支給する。 5 <u>その他の交通費</u>は、<u>鉄道、船舶及び航空機以外を利用する</u>旅行について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により	平成元年 3 月 15 日 条例第 16 号 平成元年 12 月 14 日 条例第 57 号 平成 2 年 6 月 20 日 条例第 30 号 平成 10 年 3 月 12 日 条例第 4 号 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 20 号 平成 12 年 12 月 11 日 条例第 105 号 平成 13 年 3 月 13 日 条例第 12 号 平成 18 年 3 月 14 日 条例第 11 号 令和 5 年 6 月 27 日 条例第 28 号 職員の旅費に関する条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 13 条） 第 2 章 内国旅行の旅費（第 14 条—第 30 条） 第 3 章 外国旅行の旅費（第 31 条—第 41 条） 第 4 章 雑則（第 42 条—第 44 条） 附則 （旅費の種類） 第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料</u>及び<u>渡航手数料</u>とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。 4 航空賃は、航空旅行について、<u>路程に応じ旅客運賃の合計額の範囲内において</u>実費額により支給する。 5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）</u>旅行について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。

改正後	改正前
支給する。 6 <u>宿泊手当</u>は、<u>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は、支給しない。</u> 7 <u>前項本文の規定にかかわらず、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>（1）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の2に相当する額</u> <u>（2）朝食及び夕食に係る費用に相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の1に相当する額</u> 8 <u>宿泊費</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額<u>の範囲内において実費額</u>により支給する。 9 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。</u> 10 <u>転居費</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。 11 <u>着後滞在費</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転に<u>必要な滞在に係る費用として</u>支給する。 12 <u>扶養親族移転費</u>は、赴任に伴う、扶養親族の移転について支給する。 13 <u>渡航雑費</u>は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 (削除)	6 <u>日当</u>は、<u>旅行中の日数に応じ1日</u>当たりの定額により支給する。 7 <u>宿泊料</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 8 <u>食卓料</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 9 <u>移転料</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、<u>定額の範囲内において</u>実費額により支給する。 10 <u>着後手当</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転に<u>ついて、定額により</u>支給する。 11 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴う、扶養親族の移転について支給する。 12 <u>渡航手数料</u>は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 <u>第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による</u>

改正後	改正前
(削除) (削除) (近接地内旅費) 第15条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。 (1) 鉄道賃、船賃及び<u>その他の交通費</u> (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、<u>第6条第6項及び第7項並びに別表第2に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額</u>の範囲内における実費額の<u>宿泊費</u> (削除) (3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、<u>運送に要する実費額の転居費</u> (近接地外旅費)	<u>地域をいう。以下同じ。)</u>に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。 第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。 (近接地内旅費) 第15条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。 (1) 鉄道賃、船賃及び<u>車賃</u> (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第2の<u>宿泊料額</u>の範囲内における実費額の<u>宿泊料</u> (3) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合で、宿泊料を要しないが食費を要するときには、別表第2の食卓料</u> (4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること若しくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、<u>別表第2の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料</u> (近接地外旅費)

改正後	改正前
第19条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費</u>とする。	第19条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、且当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。
(鉄道賃)	(鉄道賃)
第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。</u>	第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。</u>
(1) 乗車に要する運賃	(1) 乗車に要する運賃
(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金	(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
(3) 公務上の必要により寝台車を利用した場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金	(3) 公務上の必要により寝台車を利用した場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金
(4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金	(4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金
(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金	(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金
(削除)	<u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u>
(削除)	<u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u>
(削除)	<u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの</u>
(削除)	<u>3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u>
(航空賃)	(航空賃)

改正後	改正前
第22条 航空賃の額は、<u>航空機を利用する移動に要する費用</u>の範囲内の実費額による。	第22条 航空賃の額は、<u>旅客運賃</u>の範囲内の実費額による。
(<u>その他の交通費</u>)	(<u>車賃</u>)
第23条 <u>その他の交通費</u>の額は、<u>実費額</u>による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。	第23条 <u>車賃</u>の額は実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。
2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(<u>宿泊手当</u>)	(<u>日当</u>)
第24条 <u>宿泊手当</u>の額は、<u>第6条第6項及び第7項並びに別表第2に規定する額</u>による。	第24条 <u>日当</u>の額は、別表第2の<u>定額</u>による。
(<u>宿泊費</u>)	(<u>宿泊料</u>)
第25条 <u>宿泊費</u>の額は、別表第2に<u>規定する定額の範囲内の実費額</u>による。	第25条 <u>宿泊料</u>の額は、別表第2の定額による。
2 <u>宿泊費</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>その他の交通費</u>のほか別に<u>宿泊に係る費用</u>を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>その他の交通費</u>を要しないが<u>宿泊に係る費用</u>を要する場合に限り、支給する。	2 <u>宿泊料</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>車賃</u>のほかに別に<u>宿泊費</u>を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは<u>車賃</u>を要しないが<u>宿泊費</u>を要する場合に限り、支給する。
(<u>包括宿泊費</u>)	(<u>食卓料</u>)
第26条 <u>包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。</u>	第26条 <u>食卓料の額は、別表第2の定額による。</u>
(削除)	2 <u>食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>

改正後	改正前
(<u>転居費</u>) 第27条 <u>転居費</u>の額は、<u>次の各号のいずれかの方法により算定した実費額</u>による。 (1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> (2) <u>旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u> (削除) 2 <u>前項の規定により算定するに当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として別途定めるものを除くものとする。</u> 3 <u>職員又は家族がこの条例の規定によらず、赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u> (<u>着後滞在費</u>) 第28条 <u>着後滞在費</u>の額は、<u>5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の額の合計額</u>に相当する額による。	(<u>移転料</u>) 第27条 <u>移転料</u>の額は、<u>次に規定する額の範囲内の実費額</u>による。 (1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の額</u> (2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u> (3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u> 2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の別表第2の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。</u> 3 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u> (<u>着後手当</u>) 第28条 <u>着後手当</u>の額は、<u>別表第2の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分</u>に相当する額による。

改正後	改正前
(<u>扶養親族移転費</u>) 第29条 <u>扶養親族移転費</u>の額は、次に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、<u>職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額</u> (削除) (削除) (削除) (2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を職員の居住地（赴任後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u> 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子に移転する場合においては、<u>扶養親族移転費</u>の額の計算については、その子を	(<u>扶養親族移転料</u>) 第29条 <u>扶養親族移転料</u>の額は、次に規定する額による。 (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、<u>その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u> イ <u>12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u> ロ <u>12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額</u> ハ <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。</u> (2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第27条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u> 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子に移転する場合においては、<u>扶養親族移転料</u>の額の計算については、その子を

改正後	改正前
赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 <u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。</u> (削除) (本邦通過の場合の旅費) 第31条 外国旅行中本邦を通過する場合にはその本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの<u>宿泊手当</u>又は本邦に到着した日までの<u>宿泊手当</u>についてはこの章に規定するところによる。 (航空賃及び<u>その他の交通費</u>) 第34条 航空賃の額は、次に規定する<u>航空機を利用する移動に要する費用</u>（以下この条において「運賃」という。）の合計額の範囲内の実費額による。 (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下位の級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃 (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、	赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 <u>(近接地以外の同一地域内の旅費)</u> <u>第30条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が、当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u> (本邦通過の場合の旅費) 第31条 外国旅行中本邦を通過する場合にはその本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの<u>日当及び食卓料</u>又は本邦に到着した日までの<u>日当及び食卓料</u>についてはこの章に規定するところによる。 (航空賃及び<u>車賃</u>) 第34条 航空賃の額は、次に規定する<u>旅客運賃</u>（以下この条において「運賃」という。）の合計額の範囲内の実費額による。 (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下位の級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃 (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、

改正後	改正前
前2号に規定する運賃のほかその座席の利用に要した運賃 2 前項第1号の規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超えるときは、同号の運賃は、最下位の級の直近上位の級の運賃によることができる。 3 <u>その他の交通費</u>の額は、実費額による。 (<u>宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費</u>) 第35条 <u>宿泊手当の額は、第6条第6項及び第7項並びに旅行先の区分に応じた別表第3に規定する額に、宿泊費の額は、旅行先の区分に応じた同表に規定する定額の範囲内の実費額に、包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る第25条の規定による宿泊費の額の合計額による。</u> 2 第25条第2項及び第26条<u>ただし書</u>の規定は、外国旅行の場合の<u>宿泊費及び包括宿泊費</u>について準用する。 (<u>渡航雑費</u>) 第39条の2 <u>渡航雑費</u>の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、<u>保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は付随する費用</u>の実費額による。 (削除) 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 (付則第2条～第3条省略)	前2号に規定する運賃のほかその座席の利用に要した運賃 2 前項第1号の規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超えるときは、同号の運賃は、最下位の級の直近上位の級の運賃によることができる。 3 <u>車賃</u>の額は、実費額による。 (<u>日当宿泊料及び食卓料</u>) 第35条 <u>日当、宿泊料及び食卓料</u>の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の<u>定額</u>による。 2 第25条第2項及び第26条<u>第2項</u>の規定は、外国旅行の場合の<u>宿泊料及び食卓料</u>について準用する。 (<u>渡航手数料</u>) 第39条の2 <u>渡航手数料</u>の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、<u>空港旅客サービス施設使用料並びに</u>入出国税の実費額による。 (<u>外国の同一地域内の旅行の旅費</u>) <u>第41条 第30条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。</u> 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前																																						
(削除)	<u>4 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会が定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表に定める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の10分の8に相当する額とする。</u>																																						
4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。	<u>5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。</u>																																						
(改正附則省略)																																							
<u>附 則（令和7年 月 日条例第 号）</u>																																							
<u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>																																							
<u>2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u>																																							
別表第1（第2条関係） 近接地の地域	別表第1（第2条関係） 近接地の地域																																						
<table><tr><th>在勤庁の所在地</th><th colspan="5">近接地の地域</th></tr><tr><td rowspan="2">特別区の区域 内</td><td>東京都</td><td colspan="5">特別区の区域の全地域 八王子市 立 川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小 平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲 城市 西東京市</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td colspan="5">横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市</td></tr></table>	在勤庁の所在地	近接地の地域					特別区の区域 内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立 川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小 平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲 城市 西東京市					神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市					<table><tr><th>在勤庁の所在地</th><th colspan="5">近接地の地域</th></tr><tr><td rowspan="2">特別区の区域 内</td><td>東京都</td><td colspan="5">特別区の区域の全地域 八王子市 立 川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小 平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲 城市 西東京市</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td colspan="5">横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市</td></tr></table>	在勤庁の所在地	近接地の地域					特別区の区域 内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立 川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小 平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲 城市 西東京市					神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市				
在勤庁の所在地	近接地の地域																																						
特別区の区域 内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立 川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小 平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲 城市 西東京市																																					
	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市																																					
在勤庁の所在地	近接地の地域																																						
特別区の区域 内	東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立 川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭 島市 調布市 町田市 小金井市 小 平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲 城市 西東京市																																					
	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市																																					

改正後				改正前			
			秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市				秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市
		千葉県	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市			千葉県	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市
		埼玉県	川越市 川口市 所沢市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨 市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 八潮市 富士見 市 三郷市 吉川市 さいたま市 ふ じみ野市 入間郡三芳町			埼玉県	川越市 川口市 所沢市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨 市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 八潮市 富士見 市 三郷市 吉川市 さいたま市 ふ じみ野市 入間郡三芳町
特別区の区域 外		在勤庁からおおむね25キロメートル以内の区域 で任命権者が定める地域		特別区の区域 外		在勤庁からおおむね25キロメートル以内の区域 で任命権者が定める地域	

別表第 2（第 6 条、第15条、第24条、第25条関係）
内国旅行の旅費

区分	支給額
宿泊手当（1 夜につき）	2,400円
宿泊費（1 夜につき）	19,000円

(削除)

別表第 2（第15条、第24条—第28条関係）
内国旅行の旅費

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

区分	支給額
日当（1 日につき）	1,300円
宿泊料（1 夜につき）	10,900円
食卓料（1 夜につき）	2,600円

(2) 移転料

鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上 100キ ロメー トル未	鉄道 100キ ロメー トル以 上300 キロメ ートル	鉄道 300キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル	鉄道 500キ ロメー トル以 上 1,000 キロメ	鉄道 1,000 キロメ ートル 以上 1,500 キロメ	鉄道 1,500 キロメ ートル 以上 2,000 キロメ	鉄道 2,000 キロメ ートル 以上
--------------------------	--	--	--	---	---	---	---------------------------------

改正後									改正前								
										満	未満	未満	一トル 未満	一トル 未満	一トル 未満		
									126,00	144,00	178,00	220,00	292,00	306,00	328,00	381,00	
									0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
別表第3（第6条、第35条関係） 外国旅行の旅費									備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。								
									別表第3（第35条関係） 外国旅行の旅費								
区分	支給額								区分	支給額							
	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方				
宿泊手当（1夜につき）	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	日当（1日につき）	3,600円	3,100円	2,500円	2,250円				
宿泊費（1夜につき）	47,000円	40,000円	59,000円	47,000円	49,000円	43,000円	47,000円	21,000円	宿泊料（1夜につき）	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円				
(削除)									食卓料（1夜につき）				7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	
備考 この表において「区分」とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2の部に掲げる地域をいう。									備考								

改正後	改正前
(削除)	<u>1 指定都市とは、人事委員会が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会 が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会 が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、 中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人 事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事 委員会が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及 び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</u>
(削除)	<u>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到 着した日を除く。）の場合における日当及び食卓料の額は、丙 地方につき定める定額とする。</u>